

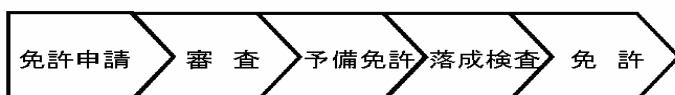
## 特定実験局制度とは

「電波有効利用政策研究会第一次報告書」(平成14年12月25日電波有効利用政策研究会)の提言を受け、**既設の無線局への混信が発生しないこと等を前提として、免許期間を短期間に限定した実験無線局(特定実験局)制度**を平成16年度に創設しました。

本制度の創設により、大学やメーカーの研究機関は、**早期に実験無線局を開設することができる**ことから、迅速な技術開発・製品化等、産業の活性化に貢献できるものと期待しています。

## 特定実験局制度の概要

### 【一般的な実験局の開設手続き】



### 【特定実験局の開設手続き】



申請から免許までの期間を1～2週間と大幅に短縮

その他時計、無線検査簿及び無線業務日誌の備え付けの省略、許可を要しない工事設計の軽微な事項の見直し、無線設備の設置場所の変更による検査の省略等、事後手続きの簡略化を図っています。

平成19年6月現在、沖縄管内で使用可能な  
特定実験局の周波数

期間	地域	周波数範囲(注)	等価等方 輻射電力	備考
平成19年 6月30日 まで	沖縄	958MHzから960MHzまで	1mW	陸上使用に限る。
	沖縄	1453.025MHzから1464.975MHzまで及び 1501.025MHzから1512.975MHzまで	2W	二周波方式の場合は、 この組合せに限る。
	沖縄	17.1GHzから17.25GHzまで	1W	
	沖縄	21.7GHzから22.0GHzまで	1W	
平成20年 6月30日 まで	沖縄	143.8MHzから143.9MHzまで及び 147.8MHzから147.92MHz	10W	二周波方式の場合は、 この組合せに限る。 陸上使用に限る。
	沖縄	78GHzから79GHzまで	100mW	

(注) 特定実験局においては、その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も当該使用可能周波数範囲から逸脱してはならない。

## 特定実験局の開設に係る問い合わせ先等

### 特定実験局に係る情報

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/spexp/>

特定実験局制度に係る問い合わせ・相談等

沖縄総合通信事務所 無線通信課

企画・電波利用状況調査担当 まで

TEL 098-865-2315 Fax 098-865-2321

E-mail : okinawa-kikaku@rbt.soumu.go.jp